

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年9月4日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇年〇月〇〇日に奈良地方裁判で判決の言い渡しがあった損害賠償事件の訴状、訴状の証拠説明書、判決文」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年10月31日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 訴状
- イ 証拠説明書
- ウ 訂正申立書
- エ 判決書
- オ 更正決定書

（2）開示しない部分

- ア （1）のアのうち、原告訴訟代理人弁護士の印影、原告の住所（郵便番号を含む。）及び氏名並びに請求の原因の「第3 事案の経緯等」の項及び「第4 原告の請求」の項の一部
- イ （1）のイのうち、原告の氏名、原告代理人弁護士の印影及び「作成者」欄の警察官の氏名
- ウ （1）のウのうち、原告の氏名及び原告代理人弁護士の印影
- エ （1）のエのうち、原告の住所及び氏名並びに事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」の項の一部
- オ （1）のオのうち、原告の氏名

（3）開示しない理由

- ア 条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

イ 条例第7条第3号に該当

各文書が当該弁護士によって真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであって、公にすることにより、偽造等により当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

ウ 条例第7条第4号に該当

拳銃や実包の取扱い及び管理状況に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

奈良西警察署に配置された警察車両に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

個別具体的な捜査手法に関する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査の着眼点及び手法が明らかになり、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和5年12月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定のうち訴状、証拠説明書及び判決書における警察官の氏名（以下「本件不開示情報」という。）を開示しないこととした本件決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象となっていない。

4 諮問

令和6年1月25日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定のうち、訴状、証拠説明書及び判決書における警察官の氏名を公開しないこととした処分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 条例は、7条2号ウで「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分当該個人が公務員（国家公務員法2条1項に規定する国家公務員及び地方公務員法2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、個人に関する情報から除外することとしている。

よって、本件行政文書に記載されている氏名は、個人に関する情報とはならない。

イ 実施機関は、開示しないこととした理由を「特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されていないため」としている。

この理由は、明らかに条例7条に違反するものであるから本件行政文書に記載された氏名を非開示とすることはできない。

ウ 以上のとおりであるから、本件決定は、条例の規定に違反しているため取消されなければならない。

(2) 反論書

ア 条例7条2号ウは、情報公開条例の一般的な規定である。

具体的には、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。次号及び第5号において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び第5号において同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」（岡崎市情報公開条例7条2号ウ）、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定

する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」（西尾市情報公開条例7条2号ウ）、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」（香芝市情報公開条例7条1号ハ）などである。

イ 実施機関は、行政文書一部開示決定通知書で不開示（警察官の氏名を公開しないこととした）の理由を「特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため」としている。この理由は、条例7条2号アの「法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を引用し、記載したにすぎない。そのため、不開示とする理由であるにもかかわらず、「慣行として公にされ」という記載がある。本来であればこの記載は、「慣行として公にされることはなく、又公にすることが予定されていない」とされなければならない。

ウ 本件個人情報については、奈良県警の警察官の氏名を不開示とする理由がないため審査請求を行ったものである。

警察官の取り調べは、まさに「その職務の遂行に係る情報」である。そして、条例7条2号ウは、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は個人情報ではないと規定しているため、本件警察官の氏名は不開示とすることはできない。

エ 不開示とするためには、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場

合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）（愛知県情報公開条例7条2号ハ）との規定が必要である。

そもそも条例は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。」（条例7条）と規定しており、行政文書は、原則公開とされている。そして、不開示とするためには、条例で規定した情報しかできないこととされており、明文化されていない実施機関の慣行を理由に不開示とすることはできないのである。

オ 以上のとおりであるから本件不開示には理由がないため、不開示とした行政処分は取消されなければならない。

（3）口頭意見陳述

開示の取消しを求めている情報は、取調べに当たった警察官の氏名であります。実施機関が取調べに当たった警察官の氏名を不開示とした理由は、「警部補以下の階級における警察官の氏名は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていない」。こういった理由で不開示としております。

奈良県の情報公開条例は第7条第2号ウで、当該個人が公務員等である場合に、当該情報が職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、個人に関する情報の保護の対象としないと規定をしております。警察官が行った取調べの行為は職務の遂行になります。まさに公務員の職務の遂行に該当します。取調べに当たった警察官の氏名は、公務員の職務遂行に関する情報であるということは間違いありません。

実施機関は不開示とした理由を「慣行として公開しない」としてしておりますが、情報公開条例は「慣例として」を不開示の理由として規定しておりません。奈良県の情報公開条例にはどこにもそんな規定は存在しておりません。

このような恣意的な運用が許されれば、知る権利が形骸化することになってしまいます。不開示処分が条例の規定範囲を超えて無制限に拡大されるおそれがあります。「慣例」を理由とする不開示は認められるべきではありません。ちなみに、愛知県情報公開条例は第7条第2号ウで、規則に定める職にある警察職員の氏名は、個人に関する情報として取扱うと別に定めを置いておりますが、奈良県についてはこういった規定は設けておりません。

したがいまして、今回私が公開を求めている取調べに当たった警察官の氏名については公開されるべきである、不開示の処分は取消されるべきであると考えております。

最後に1点、陳述書には記載しておりませんが、私が2024年1月30日付けで反論書を提出して以降、本日の口頭意見陳述までかなりの時間を要しているというところについては、やはり知る権利という点で言えば、迅速に処理されるべき事項が時間を要しているというところについては問題であると思っておりますので、今後、

情報公開審査会の運用については、一考いただきたいと思います。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書による本件決定の理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県を被告として提訴された特定の事件に係る文書であって、原告が裁判所に提出した訴状、証拠説明書及び訂正申立書並びに裁判所から実施機関が取得した判決書及び更正決定書である。本件行政文書には、訴訟における原告及び被告の主張、原告の主張の根拠となる証拠資料の立証趣旨等が記載されている。

実施機関は、本件行政文書に記載された情報のうち、本件不開示情報が警部補以下の階級にある警察官の氏名であり条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

ア 条例第7条第2号本文について

本件不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書について

ただし書ウでは、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者（職）がどのように職務を遂行しているか（職務遂行の内容）については、たとえ、特定の公務員が識別される結果となっても、個人に関する情報として不開示としないこととしている。

一方、公務員の氏名については、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報としていない。ただし、当該公務員の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、ただし書アが適用され、個人情報として不開示とならないことになる。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名の情報提供等を行っている場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

公安委員会及び警察本部長以外の実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載されており、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから慣行として公にされているとして、職務遂行の内容に係る部分に含まれている場合には、ただし書アに該当するとして開示している。

しかし、警部補以下の階級にある警察官の氏名については、職務の性質上職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表をしていない。このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にされているとはいえず、ただし書アに該当しない。

さらに、本件不開示情報は、ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第2号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

(3) 結語

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当なものであり、原処分維持が妥当と考える。

2 口頭理由説明

本件は、審査請求人が特定の損害賠償請求事件に係る訴状、証拠説明書及び判決書の開示を請求し、実施機関が警部補以下の階級にある警察官の氏名を奈良県情報公開条例第7条第2号に該当するとして不開示としたところ、審査請求人がこれを不服として、審査請求を提起した事案でございます。争点は警部補以下の階級にある警察官の氏名が条例第7条第2号の不開示情報に該当するか否かでございます。

次に、実施機関の主張の骨子について大きく2点ご説明いたします。

第1は、条例第7条第2号の解釈構造でございます。条例第7条第2号は、個人に関する情報を原則不開示としつつ、ただし書で3つの例外を規定し、開示としています。奈良県の条例の重要な特徴は、公務員の氏名がただし書ウで開示としている「職及び職務遂行の内容」には含まれないという点でございます。これは条例の解釈運用基準において定められており、「公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていません。」としています。したがって、公務員の氏名を開示するためには、ただし書アの「慣行として公にされている」という要件を満たす必要があるというのが奈良の条例の制度設計でございます。

第2は、警部補以下の警察官の氏名と慣行の要件でございます。

奈良県では、知事局等の職員の氏名は職員録に掲載し、人事異動時に報道発表を行っており、これが「慣行として公にされている」と判断され、原則として開示しています。警察官につきましても、警部以上の階級にあるものは、同様に職員録に掲載して報道発表を行っており、開示しています。しかしながら、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、職員録に掲載しておらず、人事異動時の報道発表も行っておりません。この理由は、犯罪捜査等に係る現場での活動が、相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公

にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるためでございます。

したがいまして、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、「慣行として公にされている」とは認められず、ただし書アに該当せず、不開示が妥当であると判断しております。

次に審査請求人の主張に対する反論について、大きく4点、ご説明いたします。

第1は、他の自治体条例との比較についてでございます。

審査請求人は、岡崎市、西尾市、香芝市の条例では、「職及び氏名並びに職務遂行の内容」と規定されているため、氏名も開示対象であるべきと主張しています。しかしながら、条例の規定ぶりは、各自治体の、政策判断により異なります。奈良県は公務員の私生活の保護と説明責任のバランスを考慮し、氏名については「慣行」という要件を設ける制度設計を採用しています。これは条例制定時からの運用でございます。他の自治体が氏名を規定していることは、奈良県の条例の解釈を変更する根拠とはなりません。

第2は、理由提示についてでございます。

審査請求人は不開示理由の記載が条例第7条第2号ただし書アの規定を引用したにすぎないと主張しています。しかしながら、実施機関が行政文書一部開示決定通知書において記載した不開示理由は、条例第7条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書アに該当しないことを具体的に示しており、理由提示として十分でございますので、審査請求人の主張は当たらないと考えます。

第3は職務遂行情報該当性についてでございます。

審査請求人は、警察官の取調べは「職務の遂行に係る情報」であるから、条例第7条第2号ただし書ウにより、氏名も開示されるべきと主張しています。しかしながら、冒頭にご説明しましたとおり、条例第7条第2号の解釈構造から、審査請求人の主張は当たらないと考えます。

第4は、愛知県条例との比較についてでございます。

審査請求人は、愛知県の条例が、「規則で定める職にある警察官」を除外する規定を設けているのに対し、奈良県の条例にはそのような規定がないため、明文規定なしに慣行で不開示できないと主張しています。この点、愛知県は条例において、公務員の氏名を原則開示する旨を明記した上で、例外として警察官を除外する規定を設けています。一方、奈良県は、公務員の氏名については、ただし書ウで開示としている「職及び職務遂行の内容」には含めず、「慣行」により開示するかどうかを判断する構造でございます。したがいまして、奈良県では、愛知県のような条例規定は不要であり、「慣行」の有無により判断することに問題はございません。審査請求人は、「明文規定なしに慣行で不開示できない」と主張しますが、条例第7条第2号ただし書アがその明文規定でございます。実施機関は、この規定に基づき、「慣行」の有無を判断し、不開示としたものでございます。

最後に、本件と同様の争点について、貴審査会は、すでに複数の答申において判断を示されています。本件は、それらの答申の判断枠組を踏襲するものでございます。実施機関の判断は、条例、解釈運用基準及び過去の答申に照らして適法・妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきであると考えます。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県を被告として提訴された損害賠償請求事件に係る文書であって、訴状、証拠説明書、訂正申立書、判決書及び更正決定書である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

本件決定の「開示しない部分」と「開示しない理由」の適用関係が不明であるため、当審査会が、事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、実施機関は、「開示しない部分」において、訴状のうち原告訴訟代理人弁護士の印影、証拠説明書のうち原告代理人弁護士の印影及び訂正申立書のうち原告代理人弁護士の印影については、条例第7条第3号に該当するとして、訴状のうち原告の住所（郵便番号を含む。）及び氏名、証拠説明書のうち原告の氏名及び「作成者」欄の警察官の氏名、訂正申立書及び更正決定書のうち原告の氏名並びに判決書のうち原告の住所及び氏名並びに事実及び理由のうち「第3 当裁判所の判断」の項の一部については、条例第7条第2号に該当するとして、訴状の請求の原因のうち「第3 事案の経緯等」の項及び「第4 原告の請求」の項の一部については、条例第7条第2号及び同条第4号に該当するとして不開示にしていることを確認できた。

これに対し審査請求人は、訴状、証拠説明書及び判決書における警察官（以下「本件警察官」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当しないとして開示を求めている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

諮問実施機関は、審査請求人が開示を求めている本件警察官の氏名について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」を原則として不開示情報とする旨規定している。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂

行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件警察官の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。

しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録(以下「職員録」という。)に掲載され、一般の閲覧に供している。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

まず、審査請求人は、条例第7条第2号ただし書ウは、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は個人情報ではないと規定しているため、本件警察官の氏名は不開示とすることはできないと主張するが、条例第7条第2号ただし書ウで不開示情報から除外されると規定されているのは「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」であり、同号ただし書ウに氏名は明記されておらず、かつ、本件警察官の氏名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため、同号ただし書ウに該当しない。

次に、審査請求人は、明文化されていない実施機関の慣行を理由に不開示とすることはできないと主張する。

ここで、条例第7条第2号ただし書アに規定する「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りると解されている。

そうすると、本件警察官の氏名が、職員録に掲載されているかどうかが問題となる。

この点について、本件警察官である警部補以下の階級にある警察官の氏名については、諮問実施機関の説明にあるように、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書アに該当しない。また、これらの情報は、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件警察官の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、愛知県情報公開条例（平成12年3月愛知県条例第19号）においては、特定の職にある警察職員の氏名を不開示とする旨が規定されているが、条例においては同様の規定がないことから不開示にする理由がないとも主張する。

この点について、当審査会において愛知県情報公開条例を見分したところ、愛知県情報公開条例では、職務の遂行に係る情報のうち不開示情報から除くものについて、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）」と規定している。一方、条例においては、職務の遂行に係る情報のうち不開示情報から除くものについては、当該公務員等の氏名を含めていないことから、愛知県情報公開条例と条例では、職務の遂行に係る情報のうち、不開示情報から除くものに係る規定が異なっている。愛知県以外の地方公共団体の条例についても、愛知県情報公開条例と類似の規定をしているものがあることは事実であるが、条例においては、公務員等の氏名であっても、条例第7条第2号ただし書に該当しない限り不開示となることから、この点に関する審査請求人の主張は当たらない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 6年 1月 25日	・ 諮問実施機関から諮問書及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6年 2月 1日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 7年10月17日 (第285回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7年11月 7日 (第286回審査会)	・ 審査請求人から意見等を聴取した。 ・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
令和 7年12月 5日 (第287回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 8年 2月 6日 (第288回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 8年 3月10日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	会長代理
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
つる や まさ ひこ 鶴 谷 将 彦	奈良県立大学地域創造学部准教授 (行政学)	
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長